

事務連絡
令和2年2月26日

一般社団法人日本倉庫協会理事長
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会理事長
公益社団法人全国通運連盟理事長
一般社団法人航空貨物運送協会事務局長
一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会事務局長
日本内航運送取扱業海運組合事務局長
全国トラックターミナル協会事務局長

殿

総合政策局参事官（物流産業）

新型コロナウイルス感染症拡大防止について（要請）

新型コロナウイルス感染症については、今がまさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であります。

こうした考えの下、昨日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が新型コロナウイルス感染症対策本部において決定されました。

その中でも記されている様に、イベント等の開催について、現時点で、全国一律の自粛要請を行うものではないものの、地域や企業に対して、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう令和2年2月20日付事務連絡により、お願いしているところです。

その上で、本日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、「政府といたしましては、この1～2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、また、多数の方が集まるような全国的なスポーツ・文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」とのご発言があったところです。

これを踏まえまして、貴団体におかれましては、本要請内容につき、傘下会員に周知徹底の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

併せて、令和2年2月20日付事務連絡によりお願いしているテレワーク、時差出勤の推進のほか、手洗い、マスク着用、事務所・営業所等におけるアルコール消毒液の設置や定期的な消毒等につきましても、引き続きご対応頂くよう、再度、傘下会員への周知をお願いし

ます。

また、添付のとおり、本日の閣議了解により、中華人民共和国以外の国等においても感染の拡大が一部で見られる現下の状況に鑑み、当分の間、本邦への上陸の申請日前 14 日以内に大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人については、特段の事情がない限り、入国拒否の措置を講じることとなりましたので、周知をお願いします。

中華人民共和国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

（ 令和 2 年 2 月 26 日
国家安全保障会議決定
閣 議 了 解 ）

新型コロナウイルス感染症について、中華人民共和国以外の国等においても感染の拡大が一部で見られる現下の状況に鑑み、政府一体となった施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和2年2月12日閣議了解）に加え、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請日前14日以内に大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 1に基づく取扱いについては、2月27日午前0時（日本時間）から行うものとする。ただし、同日午前0時（日本時間）より前に外国を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象としない。
- 3 1の変更については、別途閣議了解を行う。

以 上